

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、宮内庁書陵部陵墓課長から次のとおり公共測量を実施することに
ついて通知がありました。

令和五年三月三日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 二 測量の地域 高市郡明日香村大字野口
- 三 測量の期間 令和五年二月十四日から同年三月三十一日まで